監査委員

3年監査公表第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の 規定により、令和2年度に執行した監査の結果(令和3年5月31日監査委員会議決定分)を次のとおり公表する。

令和3年7月20日

京都府監査委員 兎 本 和 久 同 北 岡 千はる 同 森 敏 行 同 小 林 裕 明

- 1 監査の種類、実施方法等
- (1) 種類、対象
 - ① 財務監査

令和元年度分(一部監査日までの現年度分を含む。)の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理

② 工事監査

令和元年度に完成した重要構造物、防災、耐震 化・長寿命化等の大規模工事から選定した箇所に おける工事に関する事務の執行

- ③ 行政監査 令和元年度分(一部監査日までの現年度分を含む。)の事務の執行
- ④ 財政的援助団体等監査

京都府が次のアからウまでのとおり、財政的援助を与えているものの出納その他当該財政的援助 に係る事務の執行

- ア 補助金等交付団体(補助金、交付金、負担金、 貸付金等の財政的援助を与えている団体)
- イ 出資団体 (資本金、基本金等の4分の1以上 を出資している団体)
- ウ 公の施設の指定管理者
- (2) 実施方法

監査委員が監査対象機関等に出向き、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する「実地監査」及び監査委員事務局職員による事前調査の結果に基づき審査を行う「書面監査」により実施する。

(3) 着眼点、重点項目

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに工事に関する事務及び行政事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を

挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼し、実施する。

なお、令和2年度の重点項目を次のとおり設定する。

<重点項目>

- ア 「公金に準じた取扱いの金銭」の適正管理
- イ 情報システムに係るハードウェアの適切な廃 棄等
- ウ ブロック塀等の安全対策及び府有資産管理・ 活用システムによる管理状況
- エ 府施設でのAED管理状況
- オ 単費補助金の実績報告書の内容確認

2 監査の実施状況

京都府監査実施要領及び令和2年度監査計画に基づき、令和2年12月から令和3年3月にかけて、知事部局3箇所及び工事の執行1箇所について監査を実施した(既報告分を除く。)。

なお、財政的援助団体等監査は、出資団体3箇所に ついて実施した。

また、本庁分の会計事務に係る月例点検を実施した。 おって、実施機関名等、実地監査日等の詳細は、別 表のとおりである。

3 監査の結果

(1) 監査結果の概要

令和3年3月30日から令和3年5月31日までの監査委員会議において、指摘事項10件、要望事項3件、合計13件を決定した。

その内容は、指摘事項が、収入関係1件(損害賠償金の未調定)、支出関係2件(発注担当者が完了検査を実施、履行確認が不適正)、補助金関係3件(補助金の交付決定事務の著しい遅延、補助金の過大交付、補助金額の確定事務の著しい遅延)、契約関係1件(契約書作成が不適正)、財産関係1件(固定資産台帳管理システムの改修遅延)、財援関係2件(契約内容どおりでない履行、消費税の申告誤り)の計10件であり、要望事項が、少額単独随意契約の要件規定の整備、基準契約書様式の改善の計3件であった。

(注) 監査結果の区分は、次のとおりである。

「指摘」とは、次のいずれかに該当すると認められる事項で、是正又は改善を求めるもの

- ① 法令等に違反していると認められる事項
- ② 損害が生じていると認められる事項
- ③ 事務の執行が適正を欠くと認められる事項
- ④ 前回の指摘事項等について適切な措置がされていないと認められる事項

「要望」とは、次のいずれかに該当する事項で、 改善の要望を行うもの

- ① 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要であると認められる事項
- ② 事務の執行について、改善が必要であると 認められる事項
- (2) 指摘事項の内容

	内容等	監査対象機関
収入	府営住宅明渡し訴訟勝訴案件に係る 損害賠償金の調定がされていないもの	住宅課
支	発注担当者が完了検査を行っている もの	京都林務事務所
出	履行確認が適正にされていないもの	文化学術研究都市推進課
Lib	補助金の交付決定事務が著しく遅延 しているもの	家庭支援課
補助命	補助金を過大に交付していたもの	畜産課
金	補助金額の確定事務が著しく遅延し ているもの	丹後保健所
契約	契約書が適正に作成されていないも の	京都林務事務所
財産	固定資産台帳管理システムの改修が 遅延しているもの	水環境対策課
財	契約と異なる内容で業務が履行され ていたもの	(株) けいはんな
援	消費税及び地方消費税の申告を誤っ ていたもの	(公財) 京都府丹後 文化事業団

なお、上記以外に内容が比較的軽易なものとして、5件を注意とした。

(3) 要望事項の内容

事項	内容	監査対象 機 関
	単独随意契約の要件は会計規則で限定列挙され、金額要件は認められていないが、物品調達の要領では5万円未満は単独随意契約が可能とされており混乱が生じている。少額単独随意契約の要件について会計規則で規定する等の整備を図られたい。	
基準契約書様式の改善		会計課

なお、上記以外に内容が比較的軽易なものとして、2件を検討とした。

(別表)

実施機関名等	実地監査日	事務局調査日
京都林務事務所	令和3年3月4日	令和3年2月15日
農林水産技術センター (丹後農業研究所)	令和3年3月11日	令和 2 年12月 9 日
宇治児童相談所	令和3年3月12日	令和 2 年12月14日
警察本部(京都府警察本部新庁舎建設工事(主体工事))		令和3年3月4日
一般財団法人 京都府 民総合交流事業団		令和3年3月2日
公益財団法人 京都府 丹後文化事業団		令和3年3月3日
一般財団法人 京都ゼミナールハウス		令和3年3月16日
会計事務月例点検 (本庁分)		令和3年3月25日

4 令和2年度監査の全体概要

(1) 実施状況

定期監査は、本府の285全機関について、財政的 援助団体は本年度選定の25団体のうち9団体につい て実施した。

監査の結果は、指摘及び要望の全体数が53件であった。

第1表:実施機関数及び実施結果の状況

	-	7	л		実加	施機関(1	箇所)	実施結果 (件)			
	Į.	₹ :	分			本庁	地域 機関	指摘	要望	計	
	知	事	部	局	166	96	70	32	6	38	
بدر	教	Ť	育	庁	85	12	73	11	1	12	
定期監査	警	察	本	部	26	1	25	0	0	0	
T.E.	行ī	攺委	員会	等	8	7	1	0	0	0	
	計			285	116	169	43	7	50		
財政的援助団体 等監査		9	出資6、 理3	指定管	3	0	3				
合 計		294	_	_	46	7	53				

- ※ 財政的援助団体の実施結果には、団体の所管課 への指摘件数を含む。
- ※ 調書発出件数は、軽微な非公表案件(注意46、 検討9の計55件)を加え合計108件

監査結果の区分や基準を大きく見直したため、 元年度との件数の比較はできないが、元年度結果 は102(指摘18、注意84)件、非公表の要望等7件を含め調書数は109件であった。

新型コロナウイルス感染症の流行拡大の波に臨機に応じ、日数・時間数の縮減、大規模機関の前倒し 実施、一部監査の実地から書面への切り替えやリモートによる委員審査の試行等により、実施件数の 確保に努めたが、北中部の機関や財政的援助団体で 実地による実施の割合が低い結果となった。

第2表:実施率の状況

					当初計画 (A)	実績 (B)	実施率 (B/A)%												
定	定期監査(書面含む)		期監査(書面含む)		監査(書面含む)		監査(書面含む)		芸査 (書面含む)		監査 (書面含む)		監査(書面含む)		(書面含む)		(全機関) 285	285	100
	委	員審	査		180	160	89												
		本厅	宁		116	116	100												
		地均	或機	関	64	44	69												
			広	或振興局	28	28	100												
			広	域振興局以外	36	16	44												
				うち北中部		1	9												
内訳	事務局実地調査			地調査	196	175	89												
		本庁			116	116	100												
		地址	域機関		80	59	74												
			広	或振興局	28	28	100												
			広	域振興局以外	52	31	60												
				うち北中部	17	7	41												
	事務局書面調査			面調査	89	110	124												
財正	政的	为援助		体等監査	25程度	9	36												
	う	ち委	:員:	審査	3程度	0	0												

(2) 実施結果の主な内訳

ア 主な項目別内容

項目別では支出(構成比39%)、契約(32%)がともに全体の3割以上を占めるが、項目ごとの点検の母数が異なるため、一概にこれらの項目の発生頻度が高いとは言えない。次いで2年度の重点項目であった補助金(7%)が多かった。財政的援助団体等の指摘は貸与物品の管理等である。

さらに詳しく見ると、支出では職員手当の誤支給(7件)、支払遅延(5件)が多く、このうち特殊勤務手当の誤支給は誤入力が要因であるため、人事課へ入力画面の改善を要望した(勤務簿画面で不突合がわかりやすく表示される等)。契約では、予定価格調書の作成不備(7件)は随意契約におけるものであるが、見積合わせにより契約の相手方を決定する場合は当該調書の作成が形骸的になりがちなことから、その省略可能範囲が最大限となるよう、会計規則の改正を提案し、令

和3年4月より改正施行された(予定価格調書の 省略可能範囲を国基準に準じ100万円未満まで拡 大)。

要望は、制度等の改善や 3 E (経済性、効率性、有効性)の観点から発出するもので、令和 2 年度からの監査基準に基づき、指摘事項等調書の様式で監査結果として公表することとしたものである。制度等の改善は、少額単独随意契約に関する会計規則の改正、公務出張時の私有車利用要件の改善、財務事務や総務事務のシステム改善についての 5 件であり、 3 E の観点からは、施設の有効活用や効率的な債券運用の要望(各 1 件)であった。

内部統制制度の開始により、財務事務における 正確性や合規性の点検が所属内で徹底されていく ことから、監査においては個別事案の背景にある 共通的、制度的な課題の解決や府民目線に立った 3 Eの観点からの要望に今後とも注力していくも のである。

第3表	:	指摘及	び要望の	内訳
71 0 1	•	10 10 /	0 久土"	1 14/

区分	合計 (件)	構成比 (%)	主な内容等
指摘	46	100	
収入	3	7	納期限不備(1)、未収金徴収 不十分(1)等
支出	18	39	手当誤支給(7)、支払遅延 (5)、履行確認不備(4)等
契約	15	32	予定価格調書作成不備(7)、 契約書不備(4)等
補助金	3	7	算定誤り(1)、事務遅延(2)
財産	2	4	使用料誤徴収(1)、台帳管理 システム改修遅延(1)
その他	5	11	税(1)、物品(1)、財政的援助 団体(3)
要望	7	_	制度等改善(5)、有効活用(1)、効率的運用(1)
計	53		

イ 工事監査の結果

主要工事10箇所について当初計画どおり工事監査を実施した。指摘事項は検出されなかった。

元下指針遵守状況については、定期監査での実施も含め149件の工事を抽出調査し、不備2件を確認、指導した。調査時間短縮の関係で抽出数が例年の半数程度となったが、不備率は1%(元年度3%)と良好であった。

(3) 重点項目等のまとめ

令和2年度監査計画に掲げた五つの重点項目についての監査結果は以下のとおりであった。

ア 「公金に準じた取扱いの金銭」の適正管理 令和元年10月、預り金の預金口座から職員が キャッシュカードで現金を払い出し、私的な流用 を行っていた事案の発生を受け、預り金の管理の 徹底について会計管理者通知(令和元年10月29日) 及び職員の綱紀保持について職員長による依命通 達(令和元年11月29日)が発出されている。

これを受け、令和2年1月以降実施の定期監査における緊急調査では、不適正な事案は見受けられなかったが、令和2年度においても本項目を重点項目として位置づけ、監査対象全285機関において事務局を担っている499団体を対象に、実地又は書面により次の点について確認した。

① 通帳、キャッシュカードの管理状況

499団体口座中、通帳のないもの3口座を除く496口座で通帳が作成され、キャッシュカードは21口座で作成されていた。通帳のないものとは、インターネットバンキングと通帳のない決済専用口座である。このうち、通帳415通(84%)、キャッシュカード4枚(19%)は、公用金庫で保管されている。公用金庫での保管については、「公用金庫利用による現金等の保管要領」に基づきこれまでから厳格な管理が行われており、定期監査においても毎年点検しているが、今回も問題はなかった。

今回初めて行った公用金庫外での保管状況については、通帳81通、キャッシュカード17枚が公用金庫外で保管されていたが、通帳管理者と印鑑管理者の分離、キャッシュカード保管者と暗証番号了知者の分離については、いずれも適切に行われていた。

また、これらのうち、通帳71通、通帳のないもの3件、キャッシュカード14枚については、公用金庫内保管物と同様に所属長月例点検が行われており、残る通帳10通、キャッシュカード3枚についても同様あるいは準じた点検を行うことが望ましい旨、指導した。

第4表:通帳、キャッシュカードの管理状況

		保管場所等							
区分	口座数		公用金庫外						
	口座奴	計	金庫	鍵付き	鍵な	所 厚	貳 長 点検	公用金庫	
		μι	亚冲	き		有	無		
通帳	496 (100%)	81 (16%)	28	49	4	71	10	415 (84%)	
通帳のない もの※	3	3	-	ı	ı	3	-	-	
口座計	499	84	28	49	4	74	10	415	
キャッシュ カード	(100%)	17 (81%)	0	17	0	14	3	4 (19%)	

※ 通帳がないため保管場所内訳欄は記載していない。

キャッシュカードやネットバンキング普及の背景にはこれらがもつ経済性(手数料が安価)や利便性(窓口、時間)、安全性等の利点に加え、新型コロナ感染症対策のための来店控えの協力要請もあり、地域機関の立地状況やキャッシュレス化

の動向等も考慮を要することから、その取扱いや 管理のあり方の検討については今後の課題とした い。

② 任意団体の入出金管理等業務の公務への位置 づけと当該団体の内部統制の状況

今回、併せて聴取した当該口座管理業務の公務への位置づけについては、499団体のうち483団体(97%)において事務分担表に明記又は明記していないが事務分担としての位置づけや兼業許可がなされていた。残る16団体(3%)については、本府職員が経理事務を行う必要性について整理するよう指導した。

支出伺いの方法については、485団体 (97%) において起案を作成又は金融機関の払戻請求書 等上で所属長が確認するなど書面による組織的 な確認がなされており、休眠1団体を除く残る 13団体 (3%) についても事前に所属長等へ口 頭報告等がなされていた。

決算・精算の方法については、468団体 (94%)においては、毎期末に決算書や精算書が作成されていたが、令和2年度開始の事業である1団体を除く5団体については、新型コロナ感染症の影響等により調査時点では作成が遅れている、一時的預かりのため作成の必要がないなどとなっており、休眠1団体を除く残る24団体 (5%) は作成していなかった。

今回の調査では、団体の目的や会計規模まで は聴いておらず、入出金管理や決算等にどの程 度の団体ガバナンスが求められるべきかについ ては今後の課題としたい。

第5表:任意団体内の内部統制の状況

区分		意思決定等の状況								
業務の位	事務分担 表に明記	明記していない が事務分担とし て位置づけ	兼業許可	その他	計					
置づけ	367 (74%)	115 (23%)	(1>%)	(3%)	499 (100%)					
支出伺いの方法	 	金融機関の払戻 請求書等上で所 属長が確認(押 印)	その他	休眠	計					
の方伝	(89%)	(8%) 41	(3%)	(1>%)	499 (100%)					
決算又は 精算書の	毎期末に 作成	作成していない	その他	休眠	計					
作成	468 (94%)	(5%)	(1%)	(1>%)	499 (100%)					

イ 情報システムに係るハードウェアの適切な廃棄 等

令和元年12月、神奈川県がリース契約満了により返却したハードディスクから大量の行政情報が流出した事件を受け、京都府情報セキュリティ対策基準が改正強化され、ハードウェアの廃棄又は返却時のセキュリティ確保等についての通知が発

出されている(令和元年12月13日)。

これを受けて、保存していた情報を適切に消去 (抹消措置)の上、情報機器を廃棄等しているか について、全対象285機関に対し、実地又は調査 表により以下の2点を確認した。

① リース契約への抹消措置条項の規定

確認した272件の契約中、抹消措置について 規定済み(下表A抹消措置条項あり)は79件 (29%)、府でデータ消去を行うため等により 規定不要(B抹消措置条項なし中a~d)の 157件(58%)は概ね適正性が確保されている。

残る36契約(13%)中35件については、情報 政策課が当事者として(23件)又は同課の指導 の下、契約相手方との交渉が行われているが、 当初契約になかったデータ消去やその履行確認 に要する経費負担等について交渉が難航してい る例もあると聞く。

現在、抹消措置条項のない193件の契約は令和7年度までに順次終期を迎える予定であり、 今後、適切に抹消措置が履行されていくよう、 令和2年度以降新規のリース契約とあわせて、 3年度以降の定期監査において適時に確認していくこととする。

第6表:リース契約における抹消措置条項の規定状況 ()内は%

	全体	·章+			内	訳		
	土꾸	· [1]	知事	部局	教	育	警	察
リース契約数※	272 ((100)	66	(24)	101	(37)	105	(39)
A 抹消措置条項あ	79	(29)		17		14		48
B 抹消措置条項な	193	(71)		49		87		57
(Bの内訳)								
a 京都府でデー タを消去	51	(19)		14		5		32
b 抹消作業に府 職員が立会	4	(1)		0		4		0
c 作業完了報告 を徴収等	76	(28)		2		74		0
d 契約期間満了 後に無償譲受	26	(10)		1		0		25
e 契約更新時に 追加予定	1	(0)		1		0		0
f 条項追加に向 け業者と調整中	35	(13)		32		3		0

- ※ 元年度、情報政策課通知日以降に契約終了又は2年 度以降も継続中の契約件数
 - ② 所有機器の適切な廃棄

令和元年度に廃棄された415台は、いずれも 適切に廃棄されていた。

廃棄台数計	所属にて物理的に破壊	委託先での破壊等を確認
415	259	156

ウ ブロック塀等の安全対策及び府有資産管理・活 用システムによる管理状況

平成30年度補正予算で措置された「ブロック塀等の緊急安全対策事業」等の対象163箇所が令和元年度中に対策を完了しているかについて、実地(78箇所)及び聞き取り(85箇所)により確認した。

このうち40箇所は工事不要(安全)、94箇所は 工事完了を確認。知事部局では対策が全て完了しており、残り29箇所(教育14、警察15)について も、公道隣接部分は全て工事が完了している。

教育では、民地との隣接部分で多数関係者との調整等に時間を要したものの、1件を除き2年度 又は近年中に工事完了が見込まれ、残る1件(府立学校)については技術的な課題等もあり地権者 との調整に注力されている。

警察では、警察署等の敷地内の老朽工作物が残るが、数年にわたる建物の大規模改修工事の中で順次除去されると聞いている。

これら未完了の箇所については、今後の定期監 査で実査により状況を確認していくこととする。

なお、今年度実査した78箇所全てにおいて、当該ブロック塀を含む工作物の府有資産管理・活用システム台帳への登録が、事前の注意喚起も奏功し、適正になされていた。

第7表:ブロック塀等の安全対策の実施状況

	F 7 A H-21		内 訳			
	区 分	全体計	知事部局	教育	警察	
箇所数		163	71	45	47	
	工事不要(安 全性を確認)	40	33	2	5	
宝坛化识	工事完了	94	38	29	27	
実施状況	工事着手済み (未完了)	28	0	13	15	
	工事未着手	1	0	1	0	

エ 府施設でのAED管理状況

AEDを設置する府施設(所管課及び出資法人) 計42機関について、実地又は聞き取りによりAE Dの管理状況(有効期限の管理、日常点検、設置 場所の適切な表示)及び操作研修の実施状況を確 認した。

自動で機能チェックを行う自己診断機能を搭載した機器の普及により、有効期限の管理や日常点検に問題はなかったが、設置場所のわかりやすい表示が不十分なものが1機関(府立植物園3台)あり、元年度監査でも改善を求めていたが、次回の施設内ガイドマップ印刷時に追加表示を検討中

と聞いている。

操作研修(AED講習)については基本的に毎年実施されているが、新型コロナウイルス感染症の影響により未実施となっている機関があり、実施の徹底を指導した。

第8表: 府施設でのAED設置・管理及び研修の状況

			内 訳						
		全体計	知事 部局	教育	警察	出資 法人			
設置機関数	42	20	16	3	3				
設置台数	67	23	18	3	23				
经证明 (4-)口	問題なし	67	23	18	3	23			
管理状況	不備あり	0	0	0	0	0			
	案内図等で 表示	42	5	11	3	23			
設置場所	入口付近に 設置	22	15	7	0	0			
	表示不十分	3	3	0	0	0			
操作研修 (元~2年度)	実施	39	19	16	3	1			
	未実施	3	1	0	0	2			

オ 単費補助金の実績報告書の内容確認

12部局 4 広域振興局が所管する延べ187件の平成元年度事業(平成30年度からの繰越事業を含む。)について、抽出調査した。当初は実績確認を中心とする予定であったが、交付要綱等を徴収し年間日程を確認する中で、事務手続きの不備や大幅な遅延等の不適正を延べ94件検出した。

第9表: 単費補助金の実績報告書調査結果

	111. 261. 504	交付要綱		補助形態				Unr &A Lt	
部局別	(延件			直接補助			間接	概算払	事例(延
	数)	有	無	運営費	事業 費	施設整備	補助	全額)	件数)
知事直轄組 織	4 (6)		4	2	4			4(4)	3
危機管理部	3	1	2	1	1		1	0(0)	1
総務部	3	3			3			0(0)	0
政策企画部	4	2	2	1	3			2(2)	5
府民環境部	9(10)	7	2	2	5		3	7(7)	9
文化スポー ツ部	14	11	3	2	10	2		3(2)	6
健康福祉部	21 (22)	13	8	4	17	1		6(4)	17
商工労働観 光部	20	7	13	2	15		3	12(11)	8
農林水産部	40	25	15	4	26	7	3	21(18)	16

建設交通部	4	4			1		3	0(0)	1
教育庁	6	2	4	2	4			5(5)	4
警察本部	1	1			1			1(1)	1
小 計	129 (133)	76	53	20	90	10	13	61 (54)	71
広域振興局	54	54	0	9	28	7	10	5(5)	23
合 計	183 (187)	130	53	29	118	17	23	66 (59)	94

※ 運営費と事業費の両方に区分したものが4件ある。 農林水産部40件は地域機関5件を含む。

> 不適正事例のうち、補助金額の過大交付1件と 事務の著しい遅延(5箇月)2件に対し指摘事項 等調書を発出し公表するとともに、実績報告書の 内容改善(軽微)1件を検討(調書は発出するが 非公表)、残り89件を部局単位で指導・注意喚起 し、3年度監査で改善状況を点検する。

第10表: 単費補助金の実績報告調査における不適正事例 の内訳

区分		指摘等	指導	計	備考		
補助金額を過大交付		1		1			
交付決定	前の事業開始		38	38			
交付決定事務処理の遅 延		1	15	16			
概算払の必要性等に疑 義			5	5			
実績報告	報告時期が不 適切		9	9			
	報告内容等	2 💥	4	6	※うち1件は過 大交付と同一案 件のため、調書 実数は4件		
完了検査			7	7			
額の確定	確定時期が不 適切		2	2			
	事務処理の遅 延	1	9	10			
合 計	5	89	94				

5 監査委員による意見・要望

令和2年8月の知事との意見交換、同11月の各広域 振興局長との意見交換において監査委員から表明した 意見・要望について、その概要をまとめた。

いずれも昨年時点での意見・要望事項であり、現下の喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症対策については、数次の対策により、ワクチン供給体制や医療提供体制等の充実強化、一人ひとりが感染拡大を防ぐ取組を徹底しつつ、営業の休止や時間短縮等により厳しい環境にさらされている府民の社会経済活動への

支援等に不断の取組をいただいているが、国や市町村、関係機関と緊密に連携され、なお一層尽力されることを望むものである。

- 新型コロナウイルス感染症対策について 医療体制等順次強化されているが、重症化対策と しての高齢者等福祉施設への専門的な支援やサポート、大学生等や飲食店における感染防止対策強化の 取組も引き続きお願いしたい。また、職員の疲労に も配慮しつつ持続可能な体制を構築されたい。
- コロナ禍の中での防災・減災対策について 防災・減災の基盤づくり事業について、コロナ禍 の中ではあるが、迅速かつ適切に工事を進められた い。また、避難所の3密対策など適切な避難のあり 方について検討し、社会的弱者が取り残されない防 災・減災対策に尽力願いたい。
- 新型コロナウイルス感染症対策に向けた財政運営 について

中止となった事業の予算をコロナ対策に回す等、 緊急事態に対応した機動的な財政運営をお願いした い。感染予防の観点から事業の休止や見直しは一定 やむを得ないが、そのような中でも将来の人材育成 などの未来への投資は、しっかりと続けていただき ない。

○ 京都経済の危機の克服、観光・商店街等への支援 について

観光関連産業等に関する危機克服会議から、これまでにない発想や提案が期待され、商店街や飲食店などにしっかりと裾野が広がることが望まれる。出てきた政策をしっかりと実現していただきたい。

○ 京都産業の「危機克服」について

新型コロナウイルス感染症の影響で生活様式が変化し、一般家庭においても外食から中食(なかしょく)・内食(うちしょく)にシフトしてきたが、新産業につながるチャンスとして活かしていただきたい。

○ 新たな生活様式の中での京都の文化芸術やスポーツ活動について

北山エリアの稲盛記念会館の周辺は広々として無機質な感じがする。温かみを加える等の工夫や植物園をより有効に活用していく方法についての検討等、北山エリア全般で整備の方向を示していただきたい。

○ コロナ禍による環境の変化の中でのこれからの子 育てについて

新型コロナウイルス感染症の影響により家族の重要性や社会とのつながりをより意識するようになった等の報告がなされている。府民の環境の変化を見逃さずに、安心した子育てにつながるメッセージを発信されたい。児童虐待については、年々相談件数が増え体制も強化されているが、関係機関との連携を一層深め、今後も的確に対処していただきたい。

○ 各地域の振興について

(山城) 新名神の効果が最大限発揮できるよう

アクセス道路各線の整備を着実に進め、 その効果を山城北部地域から府内全域に 波及させるとともに、宇治茶や京やまし ろ新鮮野菜のブランド力を更に強化し、 道路整備等により高まる地域ポテンシャ ルも活かして、新たな観光や食を盛り立 てていく施策の展開、商工業の振興を一 層推進していただきたい。

- (南丹) サンガスタジアムや府内初となる「道の駅」を拠点としたホテルの開業など、新たなにぎわい創出に向けて好条件が整いつつある。地元の期待も高まっており、WITHコロナ社会での新たな観光や食を盛り立てていく施策の展開、地域産業の振興をぜひ推進していただきたい。
- (中丹) 万願寺甘とうをはじめとする特産物の 生産力の向上や、大河ドラマの効果を活 かした観光、管内の大学等の若い力を巻 き込んだ施策展開などにより、管内の農 林水産業や商工業を盛り立て、地域を活 性化する取組を進めていただきたい。
- (丹後) 「京丹後ふるさと旅行券」の即完売に 見られるような他にはない地域の魅力が あり、その特性を活かして、3密対応の 観光振興をはじめ、度重なる大規模災害 の打撃を受けた農産物、丹後ちりめんや 機械金属工業の新展開にも一層尽力いた だきたい。

○ 財務等の業務全般について

厳しい財政運営が続く中、不断の行財政改革が求められており、貴重な予算をより経済的、効率的、かつ有効に執行するとともに、府民の皆さんからお預かりしている公金であるとの意識を持ち、適正な会計事務処理に日々務められたい。



3年監査公表第10号

令和2年度に執行した監査の結果(令和2年11月30日の監査委員会議決定分)に基づき講じた措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、京都府知事及び京都府教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年7月20日

京都府監査委員 兎 本 和 久 同 北 岡 千はる 同 森 敏 行 同 小 林 裕 明

定 期 監 杳

監査の結果

【部局別】

- (1) 広域振興局
 - ① 南丹広域振興局
 - 南丹広域振興局

(指摘)

時間外勤務手当が誤って支給されているもの (措置の内容)

監査終了後、直ちに過大支給となった手当について、返納処理を行い、同様の事例がないか、確認を行った。併せて、課内会議において係長に時間外・休日勤務整理簿とシステム入力内容の突合を徹底するよう注意喚起を行った。併せて翌月初めに、時間外・休日勤務整理簿と時間外勤務実績一覧を複数人でチェックし、再発防止を徹底することとした。

○ 南丹土木事務所

(指摘)

予定価格調書及び契約書等の作成を省略できない案件において、これらの書類が作成されていないもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに課内全員に指摘事項を周知し、課長会議においても、会計規則等に基づく適正な事務処理について確認を行った。

今後は、契約事務において適正な事務処理に 努めるとともに、複数職員によるチェック体制 の徹底により再発防止を図ることとした。

- ② 中丹広域振興局
 - 中丹西土木事務所

(指摘)

契約書に部分払の条項が定められていない案件において、部分払が行われているもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに契約事務担当者の会議を 行い、指摘事項を周知し、適切な契約事務につ いて注意喚起を行った。

また、契約書の作成時及び契約締結時に複数 職員でチェックを行うことにより、再発防止を 徹底することとした。

○ 中丹東土木事務所

(指摘)

予定価格調書の作成を省略できない案件において、同書類が作成されていないもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに関係職員に対して指摘事項を周知し、適切な契約事務について注意喚起を行った。

また、決裁過程で予定価格調書が適正に作成 されているかを十分チェックし、再発防止を徹 底することとした。

- ③ 丹後広域振興局
 - 〇 丹後十木事務所

(指摘)

時間外勤務手当が誤って支給されているもの (措置の内容)

監査終了後、直ちに関係職員に対して指摘事項を周知するとともに、返納処理を行った。

総務事務システムの時間外勤務命令時間の決 裁時に、併用している紙ベースの時間外勤務命 令簿との突合を厳密に行うとともに、毎月、当 月分の総務事務システムの入力画面一覧を出力 し、再度、時間外命令簿とのチェックを行い、 ダブルチェックの実施により、再発防止を徹底 することとした。

(2) 教育委員会

府立北嵯峨高等学校

(指摘)

住居手当が誤って支給されているもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに返納処理を行った。

また、転居等に伴う住居手当の変更については、教職員給与事務の手引きや質疑応答集を参考にし、支給要件について校内で共通理解を図るとともに、再発防止のため、複数職員でチェックする体制を徹底することとした。

546 月額購読料 2,930円